

2022 年度企業所得税確定申告に際しての注意点

2022 年度の企業所得税確定申告受付が 3 月 1 日より開始されており、所轄税務局から個別に要請がなければ 5 月 31 日までに申告手続きを終える必要があります。

申告にあたっては下記の点に注意して申告書の作成を行ってください。

■ 確定申告に手続きで特に注意すべき点：

確定申告に当たり特に注意すべき内容は次のとおりです。

- ◆ 適用される企業所得税の確定申告表を選択し、申告表と財務諸表の間の関連性に注意し、正確に記入すること
- ◆ 適用できる優遇政策を把握して、期中の予定申告の際に享受していない優遇政策等については、確定申告に際して忘れずに手続きを行うこと
- ◆ 課税所得調整（収入類、控除類、資産類、特殊事項、特別税務調整等）について、具体的な規定を十分に理解した上で処理する必要があること
- ◆ 申告表内容と他の税目の申告表との関連性に注意し、同一取引の記入内容の一致を確保すること
- ◆ 関連資料を保存し、収集して後日調査があった場合に備えること
- ◆ 小型微利企業は《企業所得税年度納税申告基礎情報表》(A 000000) 中の「主要株主及び配当状況」、《一般企業所得明細表》(A 101010)、《金融企業所得明細表》(A 101020)、《一般企業原価支出明細表》(A 101010)、《金融企業支出明細表》(A 102020)、《事業団体、民間非営利団体収入、支出明細書》(A 103000)、《期間費用明細書》(A 104000) の記入は不要
- ◆ 確定申告期間に、その年度の企業所得税申告に誤りがあることを発見した場合には、申告期限までの間に企業所得税年度納税申告をやり直すことができ、この場合は追納に関わる滞納金は加算しない。申告期限（2023 年 5 月 31 日）後に、企業所得税申告に誤りがあることを発見した場合には、「修正申告」の手続きを行うことになり、追納がある場合には 2023 年 6 月 1 日から起算して延滞金が発生する。

■ 2022 年中に新たに追加された優遇政策 -固定資産の一括税前控除（損金算入）-

確定申告に使用する申告書フォーマット・申告方法・内容等は基本的に従来通りですが、2022 年に新たに公布された企業所得税優遇政策に対応するため、一部の申告表は若干の変更が行われています。そのうち該当する企業が比較的多いと思われる固定資産の一括税前控除（損金算入）に関して若干補足をいたします。

変更のある申告表：

変化となる申告表	関連優遇税制
《資産償却、減価償却及び納税調整明細表》	ハイテク企業、中小微細企業設備器具購入損金算入優遇税制
《企業再編及び繰延納税事項納税調整明細表》	基礎施設領域不動産投資信託基金 (REITs) 試行税収政策
《免税、売上減額処理及び追加控除優遇明細表》	企業基礎研究投入に関する優遇税制
《研究開発費用追加控除優遇明細表》	研究開発費用追加控除割合増加
《減額免除所得税優遇明細表》	広州南沙等地域的所得税優遇税制

● 《資産償却、減価償却及び納税調整明細書》(A105080)

1) 昨年のフォーマットからの変更点：

- ・「ハイテク企業の2022年第4四半期(10月-12月)の購入単価500万元以下の設備・器具の一括控除」
- ・「ハイテク企業の2022年第4四半期(10月-12月)の購入単価500万元以上の設備・器具の一括控除」
- ・「中小・微細企業の購入単価500万元以上の設備・器具」

などの事項を新たに追加して、中小・微細企業及びハイテク企業を対象にした設備器具の税前控除(損金算入)に関する優遇政策を適用するための申告表としての位置づけになった点

2) 2022年の優遇政策及び政策根拠：

2022年度中に取得した設備・器具の一括税前控除(一括損金算入については、下記の表のとおり業種別に異なる税収優遇政策の適用を受けることができます。

業種	取得時期	単価価格	最低減価償却年数	控除比率	追加控除
全ての業種	2018年1月1日～2023年12月31日	500万元以下	/	100%取得年度で一括全額税前控除可能	/
中小微細企業	2022年1月1日～2022年12月31日	500万元超	3年	100%取得年度で一括全額税前控除可能	/
			4年、5年、10年	50%取得年度で一括全額税前控除可能	
ハイテク企業	2022年10月1日～2022年12月31日	/	/	100%取得年度で一括全額税前控除可能	100%追加控除可能

① 『**財政部・税務総局科学技術部の科学技術革新支援税前控除強化に関する公告**』【2022年第28号】2022年9月22日公布

ハイテク企業が2022年10月1日から2022年12月31日までの間に新たに購入した設備・器具については、金額を問わず、その取得年の課税所得額を計算する際に一括でその全額を控除することを認める。

※ ハイテク企業が12月中に新たに購入した設備・器具についても本政策の適用が可能です。

これに対して、国家税務総局公告2018年第46号の規定に基づく《単位価値が500万円を超えない固定資産》の減価償却対象額の一括税前控除（損金算入）については、「使用開始月の翌月の属する年度で一括税前控除する」という規定のつくりになっているため、12月に購入した固定資産は、使用開始月の翌月1月（＝翌年）に税前一括控除をすることになり、取得年度には課税所得を減らす効果を享受できないことになっています。

また、貨幣性資産で新たに購入した設備・器具の《取得時期》は、発票の発行日に基づいて確認するとされているため、発票の取得は12月31日までに行う必要があります。分割払いまたは掛売り方式で購入した設備・器具の《取得時期》は、固定資産の到着時期によって確認するとされているため、12月31日までに到着していることを前提とする必要があります（『国家税務総局の設備器具控除に関する企業所得税政策の執行問題に関する公告』【2018年第46号】の規定に基づく）。

② 『**財政部・税務総局中小・微細企業の設備器具所得税の税前控除に関する政策に関する公告**』【2022年第12号】2022年3月2日公布

中小・微細企業が2022年1月1日から2022年12月31日までの間に新たに購入した設備・器具で、単位価値が500万元以上のものは、単位価値の一定割合に応じて企業所得税の税前控除を自主的に選択することができる。そのうち、企業所得税法实施条例で規定された最低減価償却年限が3年の設備器具は単位価値の100%をその取得年に一括税前控除ができ、最低減価償却年数が4年、5年、10年の設備器具は単位価値の50%をその取得年に一括税前控除ができ、残りの50%は規定に従って残りの年度に減価償却費を計算して税前控除することができる。

※中小・微細企業の判定基準：『財政部 税務総局公告2022年第12号』

- i. 情報伝送業、建築業、リース業とビジネスサービス業：従業員2000人以下、または年間売上10億元以下、または資産総額12億元以下
- ii. 不動産開発経営：年間売上20億元以下、又は資産総額1億元以下
- iii. その他業種：従業員1,000人以下または年間売上4億元以下

以上